

# 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

## 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

## 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	日本高圧コンクリート 株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 小笠原 昌平	
本店所在地	札幌市中央区北3条西3丁目1-54 札幌北三条ビル	

## 3 入札参加停止の理由

国土交通省北海道開発局が発注した函館江差自動車道の橋梁工事において、平成27年6月4日に、橋の架設作業中に作業員1名が死亡、3名が負傷した事故について、上記業者の使用人（現場代理人及び現場総責任者）が業務上過失致死傷罪で略式起訴され、平成30年6月5日付けで函館簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

## 4 停止期間の始期及び終期

平成30年10月17日から平成30年11月16日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内